

1-1 指導者のための赤十字(基礎資料)

指導者の「赤十字の研究資料」(基礎資料)になればとまとめてみました。
幼児・児童・生徒への青少年赤十字(赤十字)についての紹介に際しては、それぞれの実態に応じ、スライドの内容の修正や画像の提示(特に、アニメーション)等、工夫を頂くようお願いします。

国際赤十字(創設・国際赤十字・赤新月運動)について

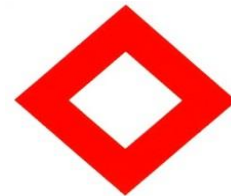
- ・ 赤十字創設の父「アンリー・デュナン」
 - ・ 年表
 - ・ イタリア統一戦争北イタリアの「ソルフェリーノ」で町の人々と負傷者を救護(1859年)
 - ・ 「ソルフェリーノの思い出」出版(1862年)
- ・ 国際負傷軍人救護常設委員会(通称:五人委員会) のちの赤十字国際委員会が発足(1863年)
 - ・ 赤十字規則採択(赤十字標章等)
 - ・ 最初のジュネーブ条約(陸戦に適用)を採択
- ・ 赤十字の標章 ジュネーブ条約の発展
- ・ 国際赤十字の発展・構成
- ・ 国際赤十字・赤新月運動の基本原則

日本赤十字

- ・ 成立までの経過(1877年5月1日博愛社成立)
- ・ 活動(内容)
- ・ ボランティアについて

指導者ための「赤十字」

研修資料・提示基礎資料



日本赤十字社愛媛県支部

赤十字の父 アンリー・デュナン



J. Henry Dunant

1828年5月8日（スイスの
ジュネーブに生まれる）

父はスイス国民議会議員で政府の孤児保護院の仕事もしていた。母も孤児を家に引き取るなど、福祉活動に熱心であった。

デュナンは熱心なキリスト教徒（プロテスタント）でもある両親のもと、博愛に満ちた厳格な家で育った。

デュナン大学進学断念

1849年(21歳) リュラン・ソテー銀行に見習入行、やがて共同経営者となる。

1854年(26歳) デュナン アルジェリア（当時フランス殖民地）に製粉工場の設立準備

1858年(30歳) 製粉事業会社「ムーラン・ド・モン・ジェミラ」設立
建設地が砂漠地帯であり、水不足による困難な問題が続出。フランス提督に水利権について度々許可を出願したが許可されない。

1859年(31歳) デュナン フランス皇帝ナポレオン三世に直訴を決意、アルジェリアを旅立つ。当時、ナポレオン三世はイタリア統一を目指すサルジニアと手を結び、オーストリアと激しく争っていた。

1859年6月24日 フランス・サルディニア連合軍とオーストリア軍は、北イタリアロンバルディア平原（当時ウィーン条約による各国取得地）ソルフェリーノにおいて、19世紀最大といわれる戦を展開

1859年6月25日早朝 デュナン、激戦の翌日（激戦の終了前）、ソルフェリーノの手前カステリオーネに着く。村の婦人たちと傷病兵を「みんな兄弟」と敵味方の別なく救護活動を行う。

1862年 デュナン「ソルフェリーノの思い出」を出版

1863年 五人委員会（負傷者救護委員会、後の赤十字国際委員会）の委員として赤十字の創設に努力

1869年 引退（投資していた銀行も事業も倒産し社会的信用を失う）

1871年 プロシアとフランスの戦いでジュネーブ条約の実施を監視

1871年 パリのコムーヌの内乱で救護団体の先頭に立つ

1901年 世界初のノーベル平和賞受賞

1910年10月30日 スイスのハイデンにある病院で死去（82歳）

イタリア統一戦争とアンリー・デュナン

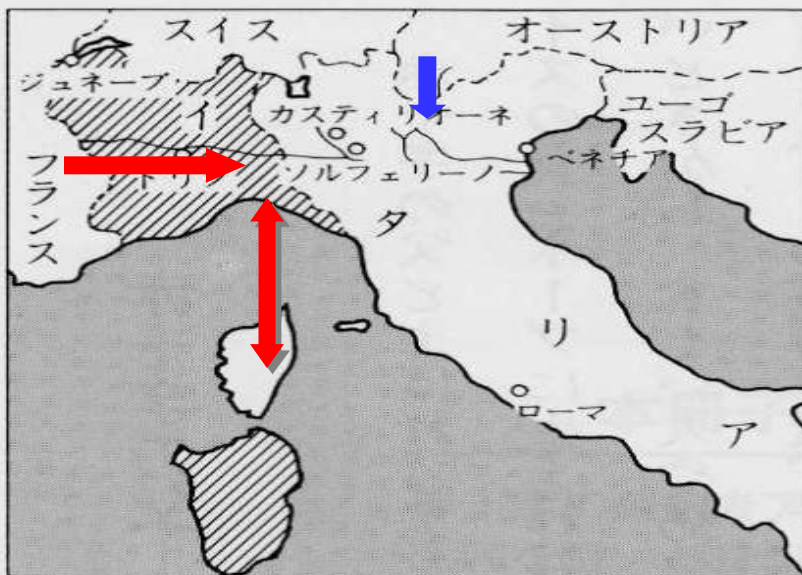
ソルフェリーノの戦い（1859年6月24日）
未明3時から始まり、6時には大激戦となり、11時間も続いた

赤十字誕生のきっかけとなった戦い

連合軍(フランス・サルジニア)
15万人

VS

オーストリア軍
17万人



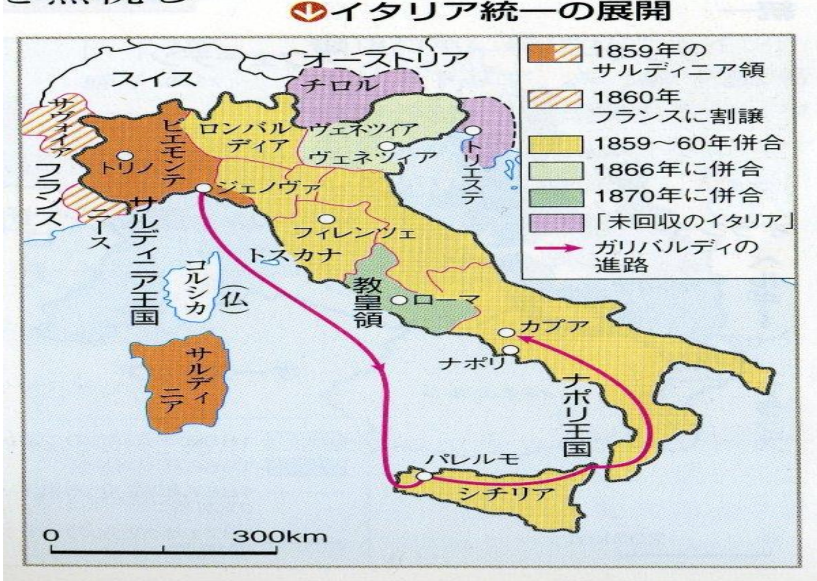
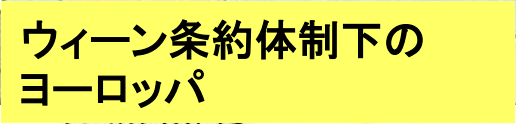
イタリアの地図（ななめの線の部分が、当時のサルジニア王国。）

戦場 ロンバルディア平原20km
4万人もの死傷者がでる



当時のヨーロッパ

ウィーン条約体制下における
「イタリア統一戦争」の激戦地
「ロンバルディア平原」内の
「ソルフェリーノ」



1859. 6. 25早朝 カステリオーネで (ソルフェリーノの近くの町)

デュナンがしたこと

人道・博愛(やさしさ、おもいやりの)精神

この人たちを
ほったらかしに
は、しておけな
い。

傷ついた兵士は、もはや
敵でも味方でもない。一
人一人の人間として大切
に手当をしなければ

トゥッティ・フラテッリ
みんな兄弟です。

両軍の傷ついた兵士を村の婦人たちと力を合わせ助ける。



ソルフェリーノでデュナンの仕事

デュナンは自分の事業のことも
忘れ

ナポレオン三世に、救援者の不足を
訴え、「捕虜になっているオーストリア
軍の釈放」を要求し聞き入れてもらう。
自分もしばらくの間とどまる。

主 な 内 容

ほとんどソルフェリーノの合戦の描写、戦場における死傷兵士の放置されたままの悲惨な光景

◎ 特に、最後の数ページに
もし、平素から訓練された国際的な救援団体があつたら
もし、十分な人手があつたら
もし、傷病兵の母国語を話せる人がいたら
もし、もっとボランティア経験者がいたら

デュナンが提案したこと

- ・ 戦争の負傷者と病人は敵味方の差別なく救護すること
- ・ そのための救護団体を平時から各国に組織すること
- ・ この目的のために国際的な条約を締結しておくこと

傷病兵の命はもっと救済されたであろう。

赤十字を創った人々



五人委員会 (設立当初の呼称)

軍の傷者救済のための
国際委員会

- 1862年9月に出版された「ソルフェリーの思い出」は各国各界の有名人から感動と激励の反応があった。
- ジュネーブの福祉事業団「ジュネーブ公益協会」のギュスターブ・モワニエ会長はこの著書を読み、アンリー・デュナンの提唱に共感してデュナンと会見をした。
そこで、彼の提唱を実現するためには、明確な目的意識と方法論を持った組織的な運動が必要と直感
- モワニエは、1863年2月17日、デュナンの提案の実現を目指し、公益協会の定例会で、賛同を得るため「ボランティア救護員の軍隊への随伴に関する件」として提案、作業部会の設立が決まる。
この件に積極的に発言した会員の3人とデュナンが指名され、5人の「公益協会・戦傷者救護のための小委員会」が設置された。



アンリー・デュナン

テオドール・
モワニエ

ルイ・アツピア

アンリー・
デュフル

ギュスターブ・モワニエ



赤十字を創った「5人の委員」のプロフィール



アンリー・デュナン
(1828～1910)
赤十字の創始者、人道・博愛の思想で救護団体の創設に情熱的に活動する。ジュネーブ条約締結後も多忙を極め、自分の事業を立て直す間もなく、ジュネーブ信託銀行も倒産、ついに自己破産し、委員会を去る。1867.8.25まで書記



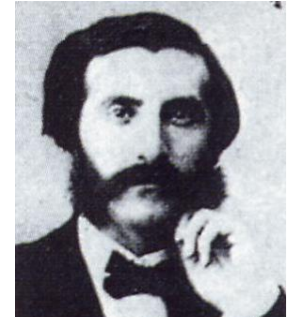
アンリー・デュフル
(1781～1875)
将軍、スイス軍創始者、スイス国旗制定、名高い測量技師で、デュナンとは地理学会を通じて特別な親交もあった。ナポレオン三世は陸軍士官学校での教え子、デュナンとナポレオン三世との仲介の労をとる。人道の先駆者。初代委員長



テオドル・モノワール
(1806～1869)
医師、「篤志による救護者を戦場で活用する」ことを訴える。特に、アメリカの先進的な民間の救護活動、ボランティアの救護員の活動を紹介し、ヨーロッパの赤十字社の発展に寄与



ルイ・アッピア
(1818～1898)
医師、戦傷外科の権威、救護軍事医学の専門家として国際社会に貢献。ソルフェリーノの戦ではデュナンよりも早くから傷現場で傷病護に当たる。たびたび激戦地へも派遣され負傷者の治療に当たる。デュナン後書記となる。



ギュスタブ・モワニエ
(1826～1910)
法律家、ジュネーブの福祉事業団体「ジュネーブ公益協会」に奉職、2年後会長になる、五人委員会の設立に努力、赤十字の育ての親、国際人道法の基礎を確立。二代委員長(デュフルの後46年間)

「五人委員会」の「救護社の設立・国際条約の締結」までの道

国際会議開催への歩み

設立準備会 1863.2.9 「傷病兵救護のための小委員会」として承認される。

・第1回 1863.2.17 ※以下のことについて審議する。

1863.10.26～29 ジュネーブ・アテネ宮、国際会議の開催を決定

傷病兵の救済について、恒久的国際委員会「国際負傷軍人救護委員会」の結成

各国政府相互間の約束を取り付ける「国際法としての条約」の締結

中立思想に基づく「救護奉仕者と備蓄資材を平素から蓄える団体」の創設

・第2回 1863.3.17 各国委員会委員会の組織とボランティアの資格

・第3回 1863.8.25 「10カ条の条約」草案の検討

・第4回 1863.10.20 10月26日の各国代表者会議の準備

救護社設立のための国際会議の開催

1863.10.26～29 ジュネーブ・アテネ宮

10.29 「赤十字規約(10カ条)」と追加の「救護社の中立条項」の採択



各国救護社(赤十字社)設立へ

国際条約の締結のための国際会議開催へ

「軍の衛生活動を局外中立として保証する条約」を目指し、委員会はヨーロッパの国々の訪や戦場へも出向いたり、南北戦争の救済活動の情報収集など、役割を分担し活動する。

国際条約締結会議開催

1864.8.8～22 ジュネーブ市役所アラバマホール

「1864年8月22日のジュネーブ条約」(赤十字条約)の締結

赤十字の誕生 → 「赤十字規約」の採択

1863.10.26～29 ジュネーブのアテネ宮で「救護者設立」のための会議を開催

参加国 スイス、イギリス、フランス、イタリア、スペイン、オランダ、スウェーデン、ロシア、オーストリアのほか、統一前のドイツを形成していたプロイセン、バーデン、ババリア、ハノーバー、ヘッセ、ザクセン、ヴュルテンベルグの16カ国と4つの団体



会場の風景(書記席アンリー・デュナン)

1863.10.29 採択された「赤十字条約」 主要3カ条と中立条項の内容

第1条 各国に救護の中央組織(のちの赤十字社)を創り、戦時において必要な場合に軍の衛生活動を援助する。

第5条 戦時に中央組織はできる限り軍隊に援助物資を配給し、篤志者を組織して負傷者の看護にあたる約束をする。その場合、中央組織は中立国を利益保護国に依頼することができる。

第8条 篤志の救護員は白地に赤十字の腕章をつける。

[追加承認事項] → 「医療人員の中立化の承認」

① 戦時において交戦国は野戦病院の中立を宣言し、この中立は軍の衛生部隊、篤志の救護者にも適用すること。 ② 各国政府は各国に設立される救護者を保護し援助すること。 ③ 軍の衛生部隊はそれを表示する標章を着用すること。

※ 諸議事終了後、バスティング博士(オランダ)のデュナンへの感謝決議を全員起立賛成した。

「五人委員会」はこの会議を契機に「傷者救護の国際委員会」(国際委員会)と名称変更

各国に救護社が設立される。1863年12月にヴュルテンベルグに続いてドイツを形成する国々、2月4日にベルギーとヨーロッパの国々に設立。1867年オランダは赤十字社の名称を初めて使用

初のジュネーブ条約(赤十字条約)の締結

1864年8月22日 ジュネーブ条約10カ条「戦地軍隊における傷者及び病者の状態改善に関する条約」が採択

会場 ジュネーブ市役所「アラバマホール」

スイス、バーデン、ベルギー、デンマーク、スペイン、フランス、ヘッセン、イタリア、オランダ、ポルトガル、プロシヤ、ウルテンベルグ

※ 出席しながら調印しなかった国

イギリス、ザクセン、スウェーデン、ノルウェー、アメリカ



最初のジュネーブ条約調印の様子を描いた群像図

最初の「ジュネーブ条約」要旨

- 第1条 野戦病院・陸軍病院の中立
- 第2条 病院・野戦病院の看護人の中立
- 第3条 占領された時の看護人の職務の保証
- 第4条 病院の器物は病院のもの
- 第5条 負傷者を保障する民家や個人の中立
- 第6条 戦場においては、敵味方の区別なく、傷病兵を看護する。
- 第7条 「白地に赤十字を描いたもの」中立標識とする。
- 第8条 条約の実施に関する細目は、交戦軍の司令長官が本国政府の訓令を得て、この条約に明示した諸原則に準じて規定する。
- 第9条 今回、全権委員を派遣できなかった諸国の政府に、加盟の勧誘する事に同意する。
- 第10条 批准は4か月以内にする。

赤十字マーク（ジュネーブ条約で使用規定）



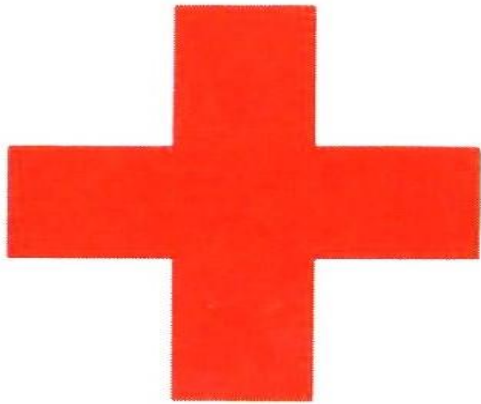
保 護

- ・ 戦争・紛争時に傷病者を保護するための要員や施設を保護するための印。
- ・ このマークを掲げている人や施設は、中立のものとして保護されなければならない。

表 示

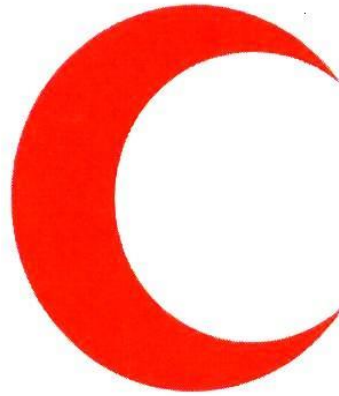
- ・ 赤十字に関係のある物や施設、人を表す。

現在承認されているマーク



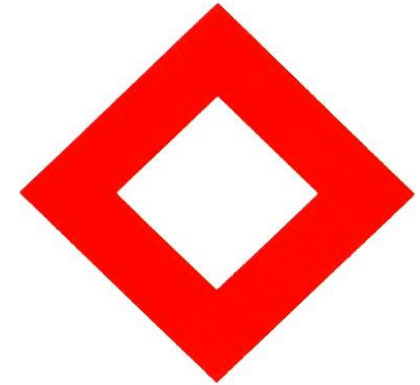
赤 十 字

赤十字の発案者アンリー・デュナンの祖国スイスに敬意を表し、スイスの国旗の配色を逆さにしたもの。
1863年10月29日制定



赤 新 月

白地に赤十字は、イスラム教徒に不快の念を抱かせるとしてトルコが赤新月の使用を主張し、1929年に承認された。



レッドクリスタル

標章の宗教性の問題で加盟できなかったイスラエルが赤十字の一員になり、併せてパレスチナの加盟も認められた。赤いクリスタルの中に独自のマークを入れることも認められた。(2006年6月20日～22日 第29回赤十字・赤新月国際会議)

ジュネーブ条約の発展

いついかなる場合にも「人の命と尊厳を守り大切にする（主に武力紛争の犠牲者の保護救済）」基本ルール「国際人道法」の中核をなすもの

ジュネーブ条約 制定の主な歴史



- ・ 1864年8月22日
陸の条約（戦地
軍隊傷病者の看
護に関するジュ
ネーブ条約）
- ・ 1899年7月29日
海の条約（上記
の条約の原則を
海戦に適用する
ハーグ条約）
- ・ 1929年7月27日
捕虜の条約（捕
虜の条約）

ジュネーブ条約の代表的な「四つの条約」と「三つの追加議定書」

1949年のジュネーブ四条約

（第二次世界大戦で、民間人の犠牲者の増大や捕虜の待遇に関する問題、ユダヤ人虐殺、広島・長崎への原爆投下など経験し得ない問題が発生し全面改定された。）

- 1 戦地における軍隊の傷者及び病者の改善に関する1949年8月12日のジュネーブ条約
- 2 海上における軍隊の傷病者及び難破船の状態改善に関する1949年8月12日のジュネーブ条約
- 3 捕虜の取り扱いに関する1949年8月12日のジュネーブ条約
- 4 戦時における文民の保護に関する1949年8月12日のジュネーブ条約

1949年のジュネーブ 四条約に対する追加 議定書(1977年)

- ・ 第1追加議定書
（国際武力紛争の犠牲者の保護に関するもの）
- ・ 第2追加議定書
（非国際的武力紛争の犠牲者の保護に関するもの）
- ・ 第3追加議定書
2005.12.8ジュネーブ諸条約赤いクリスタル標章の採択

国際人道法を構成する「ジュネーブ法」・「ハーグ法」

「ジュネーブ法」ー 主に武力紛争犠牲者の保護救済を目的とする。敵対行為を止めた傷病兵、捕虜及び戦闘行為に参加しない一般住民を保護するもの、代表的なもの、1949・1977年ジ法
 「ハーグ法」ー 主として軍事作戦における戦闘法や武器の使用制限し、交戦当事者の権利義務を規定するもの。

国際人道法を構成する主な条約

※ ジ法ー「ジュネーブ法」 ハ法ー「ハーグ法」

年	条 約 名	構成別	年	条 約 名	構成別
1864	ジュネーブ条約(赤十字条約)	ジ法	1972	生物毒素兵器の禁止条約	ハ法
1863	サンクト・ペテルブルグ宣言(炸裂弾の禁止)	ハ法	1977	ジュネーブ諸条約追加議定書	ジ法
1899	ハーグ陸戦条約、陸戦規則(海戦に適用)	ハ法		第1追加議定書(国際武力紛争犠牲者保護)	
	ジュネーブ条約の原則を海戦に適用する条約	ジ法		第2追加議定書(非国際武力紛争犠牲者保護)	
1906	1864年のジュネーブ条約の改定(傷者・傷病者の状態改善)	ジ法	1980	特定通常兵器の使用制限条約議定書 ①検出不可能な破片兵器に関する議定書 ②地雷に関する議定書、 ③焼夷兵器に関する議定書	ハ法
1919	第一次大戦の終結				
1925	窒素性・毒性ガスなどの細菌手段の使用禁止(ジュネーブ議定書)	ハ法			
1929	捕虜の待遇に関するジュネーブ条約	ジ法	1993	化学兵器の生産、開発禁止条例	ハ法
1945	第二次大戦の終結 ニュールンベルグ軍事裁判	ジ法	1995	IV議定書レーザー兵器	ハ法
1949	ジュネーブ四条約の成立		1977	対人地雷禁止条例	
	①陸戦の傷病兵保護 ②海の傷病兵難戦者保護 ③捕虜条約 ④文民条約(新法)	ジ法	2000	子ども兵に関する児童の権利条例	
1954	武力紛争時の文化財保護に関する条約	ハ法	2005	ジュネーブ所条約第3議定書	ジ法

ジュネーブ諸条約の発展と適用



国際赤十字・赤新月社連盟の創立

赤十字社連盟創の背景となった第一次世界大戦

第一次世界大戦(1914～18)は、いままで人々が経験したことのない 悲惨な戦いであつた。毒ガス兵器、戦車、航空機、潜水艦等が実戦に使用され、特に、航空機の使用は一般住民に多くの犠牲者をだした。

- ・ 戦闘員の死者(900万人) ・ 民間人(1,000万人) ・ 負傷者(1,200人)
- ・ 戦争による病気で死者(2,100万人)



第一次世界大戦終結後の1918年、アメリカ赤十字社戦時委員会委員長ヘンリー・デビソンは、日本赤十字社外事顧問蜷川新(にながわあらた)の発想を基に、「平時における健康の増進、疾病の予防及び苦痛の軽減にあたる恒久的な世界的な規模の団体として、各国の赤十字を国際連盟に匹敵する組織に連合する」ことを提唱した。

1919年2月1日、アメリカ・イギリス・イタリア・日本・フランスの各国は、第一次世界大戦の経験から、「赤十字が戦時の救援ばかりでなく、平時においても、災害救護、衛生、社会福祉、看護、青少年赤十字などの事業を行うべきである」と赤十字社連盟の創設を呼びかけた。

1919年5月1日、各国赤十字社の国際的連合体として赤十字社連盟の設立が決定。各国赤十字社の事業を助けることを主な仕事とする。この日が創立記念日となる。

1991年の第8回連盟総会の決議により、現在の「国際赤十字・赤新月連盟」となる。

国際赤十字の構成

国際赤十字とは、「赤十字国際委員会」「国際赤十字・赤新月社連盟」「各国赤十字社・赤新月社」の三つの総称

紛争時に犠牲者を保護するために中立的な立場で介入することが認められている国際機関であり、戦時の救護を目的として設立された最初の機関
25人以内の委員で(スイス人)運営

- ・ ジュネーブ条約の尊重の確保、維持
- ・ 赤十字基本原則の普及と維持
- ・ 新設赤十字の承認
- ・ 行方不明者等に関する安否調査等

赤十字
国際委員会



ジュネーブ条
条約加入国
(192カ国)

赤十字運動の「国会」にあたる最高決議機関
ジュネーブ条締約国の政府代表と国際赤十字委員会、連盟、各国赤十字・赤新月社の代表が4年毎に一堂に会する。

赤十字・赤新
月国際会議

国際赤十字・
赤新月社連盟



各国赤十字
社・新月社
(189社)



- ・ 戦時救護
- ・ 平時における災害救護、災害対策、医療、保健・衛生事業、血液事業、青少年赤十字事業ほか
- ・ 赤十字基本原則、国際人道法の普及

- ・ 各国赤十字社の強化
- ・ 国際救援・開発協力事業の調整実施
- ・ 赤十字基本原則、国際人道法への理解の促進

赤十字国際委員会(ICRC)

International Committee of the Red Cross



1863年10月29日、戦時救護を目的とした「傷者救済のための国際委員会」を設立。1875年12月20日、「赤十字国際委員会」と名称を変更。最初の赤十字機関



赤十字国際委員会の活動は、戦争、内戦または国内騒乱の犠牲者に対し人道的支援を行うことを中心にしており中立を保つことができるように、委員会はスイス人15人以上25人以内で構成され、ジュネーブに本部を置き、全世界で約1万2千人(本部8千余・地域代表部1万1千余人)が活動している。

- ・ 戦争、内戦、国内騒乱の際に、中立機関として犠牲者の保護と救援にあたること
- ・ 敵に捕らえられた兵士が非人道的な扱いを受けることのないよう、捕虜や抑留者を訪問し、調査すること
- ・ 紛争などで離れ離れになった家族の安否調査を行うこと
- ・ 国際人道法を広め、守られるようにすること
- ・ 新しく創設された赤十字・赤新月社の承認を行うこと

国際赤十字(赤十字国際委員会、国際赤十字・赤新月社連盟、各国の赤十字社・赤十字連盟)



国際赤十字・赤新月社連盟

International Federation of Red Cross and Red Crescent Societies

1919年5月5日 創設



1918年11月11日 アメリカ赤十字軍事評議会委員長ヘンリー・P・デビソンは、日本赤十字外事顧問蜷川新の発想を基に、「世界規模で、恒久的に平時における健康の増進、疾病の予防及び苦痛の軽減に当たるための、各国の赤十字社を国際連合に匹敵する組織に連合する」ことを提案した。

これを受けて、1919年2月1日 アメリカ、イギリス、フランス、イタリア、日本の代表者で協議。5月5日設立

国際赤十字・赤新月社連盟は、各国の赤十字社・赤新月社の国際的な連合体であり、スイスのジュネーブに事務局と世界60ヶ所以上に代表部を置いている、独立した人道機関

- ・ 各国赤十字・赤新月社の人道的な活動を支援・推進する
- ・ 各国赤十字・赤新月社間の連絡調整・研究を行う
- ・ 各国赤十字・赤新月社の設立・発展を促進する
- ・ 災害の被災者に対する救援を行う
- ・ 災害時の国際救援活動の調整をする

国際赤十字(赤十字国際委員会、国際赤十字・赤新月社連盟、各国の赤十字社・赤十字連盟)



各国赤十字社・赤新月社

National Red Cross / Red Crescent Societies

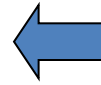


1863年10月29日、10か条の赤十字規約が採択。

のち、各国に救護社が設立される。1863年12月にヴュルテンベルグに続いてドイツを形成する国々、2月4日にベルギーとヨーロッパの国々に設立。1867年オランダは赤十字社の名称を初めて使用

- ・災害現場での救護活動や、災害に備えた活動を行うこと
- ・健康な生活をおくるための保健衛生や救急法の普及をすること
- ・安全な輸血用血液を確保するための献血者を募集することを中心とした血液事業
- ・地域社会(コミュニティ)の生活をより良いものにするための社会福祉活動をする
- ・災害に備えて医師や看護師を訓練し、地域医療にも貢献する医療活動をする
- ・赤十字の活動に賛同する方々によるボランティア活動ボランティアの養成を行う
- ・赤十字の精神を、次世代を担う青少年に伝えるための青少年赤十字活動を促進すること
- ・赤十字の基本原則や国際人道法を広めること

国際赤十字・赤新月 運動の基本原則



ジャン・S・ピクテ（1914-2002）元
国際赤十字国際委員長特に第二次大戦後、
一連のジュネーブ諸条約改訂の中枢として尽
力。さらに現在の「赤十字の基本原則」の基
礎的な論文を発表し、国際赤十字の理念的、
原則的な基礎を確立するために貢献。



**「人道の実現をさまたげるも
の」として「ピクテ」が提案**

赤十字の活動においては、「人間の生命は
尊重されなければならない。苦しんでいる者
は、敵味方の別なく救わなければならない」
という「人道」の原則が基本。他の原則は
「人道を実現するために必要なもの。」「赤十
字の7原則」ともいわれる。

「国際赤十字・赤新月運動」の目的と行動
原則を明解にしたもの

1965年 第20回国際会議で決定



人道 (Humanity)
公平 (Impartiality)
中立 (Neutrality)
独立 (Independence)
奉仕 (Voluntary Service)
単一 (Unity)
世界性 (Universality)

「人道の四つの敵」を克服する

—赤十字の人道事業の障害になるもの—

- **「利己心」** あらゆる弊害のもと。誰でも自分が大切で、他人のことなどどうなってもかまわないと思ってしまうこと
- **「無関心」** 「利己心が慎ましく仮装したもの」だと言う人もあります。利己心より罪は軽いですが、多数派を占めると、困っている人は埋もれてしまいます。
- **「認識不足」** 人は事実を知れば知るほど、そのことに対して「なんとかしなければ」とたまらなくなるものです。「苦痛にあえぐ人がいる」こと自体知らなければ、何の行動も生まれません。
- **「想像力の欠如」** 人の痛みをわがことのように感じられないと、何をしたらよいか見えてきません。

人道

公平

中立

独立

奉仕

単一

世界性

人道 (Humanity)

赤十字は、戦場において差別なく負傷者に救護を与えたいという願いから生まれ、あらゆる状況下において人間の苦痛を予防し軽減すること、国際的、国内的に努力する。その目的は生命と健康を守り、人間の尊厳を確保することにある。赤十字は、全ての国民間の相互理解、友情、協力及び堅固な平和を助長する。

国際赤十字・赤新月運動の根本原則であり、理念・動機・目的を示す

人道

公平

中立

独立

奉仕

単一

世界性

公平 (Impartiality)

赤十字は、国籍、人種、宗教、社会的地位または、政治上の意見によるいかなる差別をもしない。赤十字は、ただ苦痛の度合いにしたがって個人を救うことにつとめ、その場合、最も急を要する困苦をまっ先に取り扱う。

非差別の原則・比例の原則

人道

公平

中立

独立

奉仕

単一

世界性

中立 (Neutrality)

全ての人からいつも信頼をうけるために、赤十字は戦闘行為の時、いずれの側にも加わることを控え、いかなる場合にも、政治的、人種的、宗教的または思想的性格の論争には参加しない。

軍事的・政治的・思想上の中立

人道

公平

中立

独立

奉仕

単一

世界性

独立 (Independence)

赤十字は独立である。各国赤十字社は、その国の政府の人道的事業の補助者であり、その国の法律に従うが、常に赤十字の諸原則に従って行動できるようにその自主性を保たなければならない。

ジュネーブ条約に根拠をおき、各国で活躍する組織

人道

公平

中立

独立

奉仕

単一

世界性

奉仕 (Voluntary · Service)

赤十字は利益を求めない奉仕的救護組織である。

(自発的な志願による篤志的な組織)

ボランティア



Voluntary
自由意志の
自由意志による
自発的な
志願の

ボランティア



Volunteer
志願者
自発的な
自発的による

奉仕



つつしんでつかえること。
献身的に国家社会
のために尽くすこと。
勤労奉仕、社会奉仕

Service 奉仕、職務、公務、事務……

人権と生命の尊重をもとに、善意での相互扶助

人道

公平

中立

独立

奉仕

単一

世界性

単一 (Unity)

いかなる国にもただ一つの赤十字社しかありえない。赤十字は全ての人に門戸を開き、その国の全土にわたって人道的事業を行わなければならない。

組織の単一性・運営の大衆性・活動の普遍性

人道

公平

中立

独立

奉仕

単一

世界性

世界性 (Universality)

赤十字は世界的機構であり、その中において全ての赤十字社は同等の権利を持ち、相互援助の義務を持つ。

各社の平等性、連帯の精神、相互援助

日本赤十字の創設

1877年2月（明治10年）西南戦争ぼっ発

2月21日 薩摩軍は政府軍と熊本城の攻防戦を開始

3月20日 政府軍田原坂を陥落。敗れた薩摩軍は敗退の一途をたどっていく。特に、田原坂の激戦は死傷者が多数にのぼり、「戦場に倒れたままで十分な看護も受けられない、特薩摩軍の中には、「苦痛に耐えかねて、お互いに殺し合った者もいた」、**しかも山野に放置されるという悲惨な報道は人々の胸に戦場の悲惨さを思い知らされた。**

報道を**元老員技官佐野常民（さのつねたみ）**は東京で聞いていた。彼は1873年2月、「ウィーン万国博」に参加し、ヨーロッパにはすでに、「赤十字」という救護団体が在ることを知っていた。「ヨーロッパにあるような戦場の負傷兵を敵味方の別なく救護する団体」を作りたいと考え、**元老員の大給恒（おぎゅうゆずる）**に相談し、同意を得る。

1872年3月 佐野・大給は賛同者と「博愛社」の規則を定め、政府（岩倉具視右大臣）に救護団体「博愛社」設立を願いでた。しかし、1872年4月6日、この願いは認められなかった。願書博愛社規則第4条「敵人ノ傷者ト雖モ救イ得ヘキ者ハ之ヲ修ムベシ」（「敵・味方の区別なく救護する」）という考え方が理解されなかったのである。

設立を急いでいた佐野は戦地の熊本に向かい、**征討総督有栖川宮熾人親王（ありすがわのみやたるひとしんのう）**に設立の許可願いを行い、許可される。



1877年5月1日「創立記念日」と定められる。

日の丸の下に赤い戦を引いた旗を博愛社のマークとして使用直ちに救護活動を開始





さ の つねたみ
佐野 常民

日本赤十字社創設への歩み

1867.3 佐野常民、パリ万国博覧会視察

佐賀藩から派遣、同博覧会の「傷者救護者の国際展示会」を訪れ、赤十字の存在を日本の要人に伝え赤十字社の創設を働きかける。

1870 明治政府は大山巖を普仏戦争に派遣(観戦武官)

1871～74 明治政府は「日本の軍隊を整え西欧列強と肩を並べ 国際社会の一員」となるため大山巖を派遣。大山は帰国後、政に「ジュネーブ条約」への加入を積極的に働きかける。

1873.2 佐野常民、ウィーン万国博覧会に政府公使として派遣される。佐野は帰国後、明治天皇に欧州の赤十字の状況を説明

1877.2 西南戦争起こる。

1877.4 佐野常民は大給恒と西南戦争で敵味方の別なく負傷者救護する「博愛社」設立の願書を政府に提出。受理されない。

1877.5.1 佐野は熊本に出向き、征討総督飲み有栖川宮熾仁親王に願書提出。5月3日親王から設立の許可がでる。救護活動を開始日本赤十字社は5月1日を創設記念日と定めている。

1877.6.23 博愛社の仮事務所を東京に設置

12月4日 第一回社員総会の開催(社員38人)東伏見宮嘉彰親王(小松宮彰仁親王)総長就任

1878.6 博愛社副総長に佐野常民・大給恒

1886.6.5 日本政府ジュネーブ条約調印

1887.5.20 日本赤十字社と改称 初代社長 佐野常民
副社長 大給恒、花房義質

1890.4 日本赤十字病院で看護教育を開始

1952年 「日本赤十字法」国会で成立 「特殊法人」となる



おぎゆう ゆずる
大給 恒

1839 誕生
三河奥殿藩十一代藩主(愛知県岡崎市奥殿町)

1865 陸軍奉行

1867 竜岡城落成

1868 北越出兵

1869 版籍奉還知事

1875 元老院議員

1878 博愛社副総裁

1887 日本赤十字社副社長

1895 賞勳局総裁

1822.12.28 佐賀県
佐賀郡早津江で誕生
下村家 五男

1822 藩医佐野恒微の
養子となる

1848 大阪で緒方洪庵
に学ぶ

1853 佐賀藩の製錬方
主任となる

1867 パリ万国博参加

1869 大村益次郎と日
本海軍創立を建策

1873 ウィーン万国博政
府公使として参加

1877 西南戦争始まる
5.1 大給恒らと博愛
社を創立

1878 博愛社副総裁

1887 初代社長

1902.12.7(80歳)死去

国際赤十字・赤新月運動

国際赤十字とは、赤十字国際委員会、国際赤十字・赤新月社連盟と、各国赤十字社・赤新月社の三つを総称したもの。

国際赤十字・赤新月運動とは、国際赤十字の三つの機関が赤十字の理想と目的を共有するグループとして、その目的を達成するために活動することをいう。

この三つの機関は、紛争時だけでなく、災害時や平時においても互いに協力しながら、世界中で人道活動を展開している。

国際赤十字・赤新月運動の特徴

- 1 国際活動
- 2 災害救護活動
- 3 医療活動
- 4 看護師養成
- 5 血液事業
- 6 救急法・家庭看護法等の講習
- 7 青少年赤十字
- 8 赤十字奉仕団
- 9 社会福祉事業



国際赤十字・赤新月運動の特徴

政府機関、国際機関、NGO（非政府組織）など、国際援助に携わる機関は数多くある。その中で、国際赤十字・赤新月運動は以下の三つの特徴を生かした活動を世界各地で展開している。

共通の理念・原則

国際赤十字・赤新月運動の基本原則やジュネーブ諸条約をはじめとする国際人道法など、赤十字の活動の根拠となる共通の理念・原則がある。

ボランティアの力

全世界で9,700万人にも及ぶ赤十字のボランティアが、直接的・間接的に赤十字の活動をささえている。

国際的なネットワーク

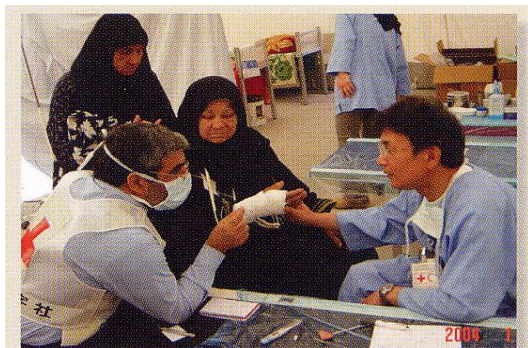
およそ190ある独立国のうち、189カ国に赤十字社・赤新月社があり、さまざまな場面において、互いに連携を取り合って活動している。

赤十字社の承認条件（各国の赤十字社・赤新月社が正式に認められるために）

- その国がジュネーブ条約に加入していること
- 一つの国に一つの赤十字社あるいは赤新月社が存在し、その社を代表する本社を有していること
- その国の政府から奉仕救護機関として正式に認められていること
- ジュネーブ諸条約に従って、赤十字又は赤新月の名称と標章を使用すること
- その使命と責任を効果的に果たすことができるように組織されていること
- 人種、性別、階級、宗教、政治的意見によって、国民の参加を拒絶しないこと

赤十字の活動

国際救援



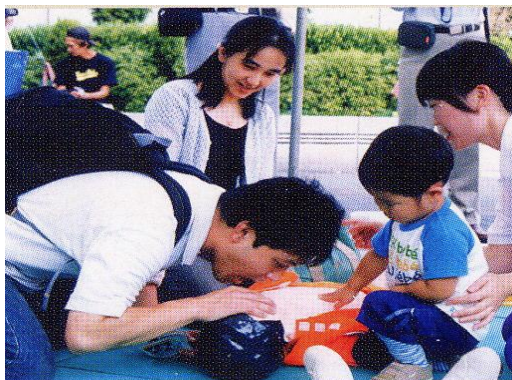
国内災害救援



青少年赤十字の普及と育成



救急法等の講習



医療活動



看護師等の育成



赤十字ボランティアの育成



血液事業



福祉事業



1 赤十字の国際活動

NHKと共催の「NHK海外たすけあい」の募金を主な財源に活動している。

今、世界では民族対立や政治経済の混乱などに起因するさまざまな紛争、さらに風水害、干ばつ、地震などの自然災害が各地で発生し、その犠牲者や難民・避難民は増加の傾向にある。日赤ではこうした犠牲者、難民・避難民へのニーズの変化に対応した国際救援活動を国際赤十字の調整もと展開している。

国際救援

- ・紛争犠牲者や難民に対する救助活動や紛争の終結後の復興支援
- ・被災者への医療や衣食住の緊急支援
- ・被災地(国)への防災を通じた地域の基礎づくり
- ・異常気象の中にある国々に国際赤十字を通じて資金援助や救援要員の派遣
- ・疾病や感染症が世界的脅威となっている。健康に苦しむ人々への支援

開発協力

将来的に自国で独立した人道的活動ができるように資金や物資を供給したり、事業の支援のための専門家の派遣を実施。保健衛生事業、医療事業、血液事業、青少年赤十字事業など多岐にわたっている。



2 国内災害救護

日本赤十字社の災害活動には、赤十字の人道的任務として自主判断に基づいて行う場合と、災害対策基本法や武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法)における指定公共機関として、国や地方公共団体の行う業務に協力する場合とがある。災害救護活動を円滑に行うために法律に基づき、日本赤十字社防災業務や日本赤十字社国民保護業務計画を作成して準備している。



医療救護

日本赤十字社では、災害時に備えて、災害救護班(医師・看護師等6名)を全国で500班(7,000人)編成している。災害が発生すると、ただちに救護班やdERU(国内型緊急対応ユニット—仮設診療所設備)を派遣し救護所の設置、被災現場や避難所での診療での診療、こころのケア活動など行っている。

救護物資の配分

被災者に配分するため、日頃から毛布、日用品セット、安眠セット、緊急セットを準備している。

血液製剤の配給

災害時にも血液製剤を円滑に確保・供給するため、各血液センターにおいて必要な血液製剤の備蓄、全国への需給を調整する体制をとっている。

義援金の受付・配分

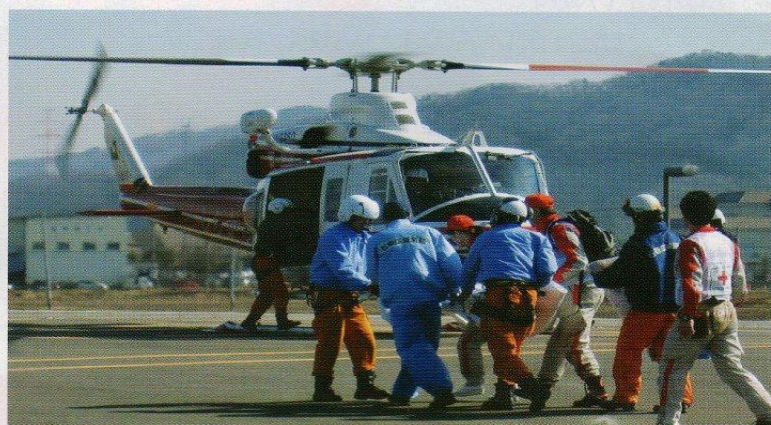
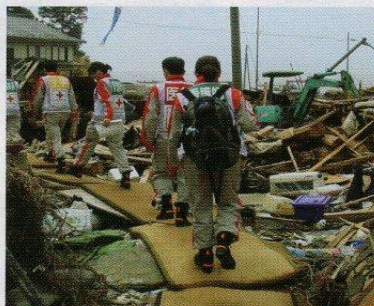
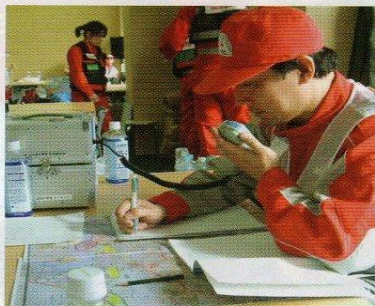
日本赤十字社では、被災された方々への見舞金の受付を行っている。受け付けて義援金は、義援金配分委員会(被災者自治体、日本赤十字社、報道機関等で構成)に供出され被災者に配分されている。



災害救護活動(愛媛県支部)

災害救護活動

東日本大震災において、日本赤十字社愛媛県支部は、救護班及びこころのケア班等として、延べ118名(医師14名、看護師63名、主事等41名)を被災地(宮城県、福島県)へ派遣しました。



3 医療活動

日本赤十字社では、全国に赤十字病院92、診療所6、介護老人保健施設6を運営している。地域住民の医療の確保並びに福祉の向上に努めています。また、高齢化社会を迎えて、訪問看護ステーション、在宅介護支援センター、老人保健施設の設置を行うほか、健康診断など各種保険活動を通して地域に密着した医療活動を展開するなど社会の要請に応じ、先駆的事業を推進している。

安全・安心な医療の提供

医療法における公的医療機関として、救急医療やへき地医療を積極的に行っている。

海外での医療救援活動

海外での災害・紛争時における救援活動を行っている。

国内での医療救護活動

地震や台風などの災害時における救護活動は、赤十字の大きな使命である。



4 看護師養成

日本赤十字社は看護師の養成を明治23年に開始して以来、120年余の歴史があり、看護専門職者として質の高い看護師を数多く社会に送り出している。

現在は大学6校、短期大学1校、看護専門学校17校、助産師学校1校、幹部看護師研修センター1カ所等を設立し、時代のニーズに応じている。



看護教育施設では、国籍や人種・宗教のいかんにとらわれず、人間の命と尊厳を守り、人々の苦痛を軽減するという、赤十字の理念に基づいた教育を実施しており、国際赤十字のネットワークを生かして、国内はもとより地球的規模で活躍できる優れた看護師の養成を目指している。

5 血液事業

血液事業の現状とこれから

「血液事業」とは、血液を提供していただける方を募集し、その血液を採取し、**血液製剤(人の血液又は得られた物を有効成分とする医薬品。輸血用血液製剤と血漿分画製剤とがある)**として、治療を必要とする患者さんのため、医療機関に供給する一連の事業のことを言う。

現在、輸血用血液製剤や血漿分画製剤の大半は、高齢者の医療に使われている。一方、献血に協力してもらう方々は80%弱が50歳未満である。今後、少子高齢化はますます進み、救命医療に重大な支障をきたす恐れがある。

成分献血及び400ml献血の推進

一人ひとりの献血は、血液型が同じでも微妙に異なっている。献血を受けるものによってはなるべく少数の献血者の血液を使用する方が血液を介する感染の危険性も少ない。

日本赤十字社としては、献血を申し込んで頂いた方の意思を優先し、献血によって体調を崩されることのないよう健康状態について確認した上で、成分献血、400ml献血をお願いしている。

「献血方法別の採決基準」より ➡ 高校生の皆さんお願いします

	全 血 献 血		成 分 献 血	
	200ml全血献血	400ml全血献血	血漿成分献血	血小板成分献血
1回献血量	200ml	400ml	600ml 以下	400ml 以下
年 齢	16歳～69歳	男性:17～69歳 女性:18～69歳	18歳～69歳	男性:18～69歳 女性:18～54歳
体 重	男性:45kg 女性:40kg	男女とも50kg 以上	男性:45kg 以上	女性:40kg 以上

6 救急法等の講習

(救急法・水上安全法・健康生活支援講習・幼児安全法講習会)

救急法基礎講習

講習内容

- 1 赤十字救急法について
- 2 一次救命処置(・心肺蘇生法・AEDの使用法・気道異物)

救 急 法

講習内容

- 1 赤十字救急法救急員について
- 2 急病
- 3 けが
- 4 傷の手当
- 5 骨折の手当
- 6 運搬
- 7 救援 など

水上安全法

プールと海や河川における水の事故防止、また水難救助の方法について学びます。講習Ⅰではプール、講習Ⅱにおいては、海または河川で、泳ぎの基本や溺者救助法の習得。

健康生活支援講習 支援員養成講習

講習内容

- 1 高齢者の健康と安全(高齢者の健康・理解・事故防止と手当・急病への対応)
- 2 地域における高齢者支援(支援活動・一緒に楽しむ・外出や散歩)
- 3 日常生活における介護(自立・食事・認知症高齢者への対応)

幼児安全法支援員 養成講習

講習内容

- 1 赤十字幼児安全法について
- 2 こどもについて
- 3 こどもの起こりやすい事故の予防と手当について
- 4 こどもの病気と看病のしかた
- 5 子育てにおける社会資源の活用について など

赤十字各種短期講習会

救急法・健康生活支援講習・幼児安全法について、短期の研修も用意してある。

7 青少年赤十字

青少年赤十字は、将来を担う青少年が赤十字を正しく理解し、進んで赤十字運動に参加してもらい、青少年の一人ひとりが世界の平和と人類の福祉に貢献できるように、日常生活の中で、望ましい人格と精神を自らつくりあげることが目的としている。

国際的に青少年赤十字が始まったのは、国際赤十字・赤新月社連盟の第一回総会（1920年・大正9年）において、赤十字社の事業として青少年の養成を決議してからで、日本では、1922年（大正11年）に最初の青少年赤十字が発足した。

青少年赤十字は、幼稚園・保育所、小・中・高等学校の中に設置され、先生や保育士を指導者として、学校教育・幼児教育の中で進められている。

活動は、世界の青少年赤十字に共通した三つの実践目標があり、青少年の発達段階や学校内外の実情に応じた活動を展開している。

- (1) 生命と健康を大切にする 「健康・安全」
- (2) 人間として社会のため、
人のためにつくす責任を
自覚し、実行する 「奉仕」
- (3) 広く世界の青少年を知り、
仲良く助け合う精神を
養う 「国際理解・親善」



8 赤十字奉仕団

赤十字奉仕団は、赤十字の人道・博愛の精神のもと、人道的な諸活動実践しようとする人々が集まって結成された組織



赤十字奉仕団の組織

① 地域赤十字奉仕団

市町村の地域ごとに年齢や性別は問わず組織され、“赤十字のボランティア活動を通じて、地域を住みやすくしよう”という気持ちで各地域で計画した奉仕活動を行う。

② 青年赤十字奉仕団

- ・ 青年赤十字奉仕団(社会人や学生が一緒になって構成する)
- ・ 学生赤十字奉仕団(大学内などでの学内で組織される)
- ・ 看護学生赤十字奉仕団の組織(看護学生で構成)

③ 特殊赤十字奉仕団

専門的な技術を持った人々や特定の奉仕団活動のために集まっている集団

- ・ 安全赤十字奉仕団(救急法・水上安全法等)
- ・ 無線赤十字奉仕団(アマチュア赤十字奉仕団)
- ・ 青少年赤十字賛助奉仕団(青少年赤十字(赤十字)の普及・加盟促進活動の推進、研究推進)
- ・ 災害救護赤十字奉仕団

※ ☆点訳・録音奉仕団の組織 ☆スキー・パトロール奉仕団 ☆芸能奉仕団 ☆病院奉仕団 ☆はり・きゅう・マッサージ奉仕団 ☆語学奉仕団 ☆手話奉仕団 ☆看護奉仕団等

赤十字ボランティア

赤十字ボランティアは、赤十字の使命とする人道的な諸活動を身近な社会の中で実践しようとする人々の集まり。

- ・地域赤十字奉仕団
- ・青年赤十字奉仕団
- ・個人ボランティア
- ・特殊赤十字奉仕団

全国で、約 3,054団
約 223万人
(平成24年3月31日)

防災ボランティア研修会



病院ボランティア



無線奉仕団の活動紹介



募金活動で街頭に



9 社会福祉事業

現在、日本赤十字社では、社会福祉関係諸法に基づく各種施設(児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者更生援助施設))を運営し、児童、老人及び身体障がい者の福祉と健康の増進に努めている。

さらにこれらの社会施設では、デイサービス、ショートステイ、相談サービスなどの在宅サービスをはじめ、保健・福祉に関する各種教室、地域住民との交流行事などの開催など、施設機能を活用した活動にも取り組んでいる。



ボランティアの意義

上のものが、下のものにするといった
○ 恵みの行為ではない。
○ してあげる行為ではない。

富めるものが、貧しいものにするといった
○ 恵む行為ではない。

健康なものが、障がいを持っているひとに
○ 同情しての行為ではない。

それぞれの立場をすて、身近なところから「共に歩む・共に育ち・共に生きる」の奉仕活動を実践を通じ組織化していく。

共に歩み、共に育ち、共に生きなければ、相手の気持ちはわからない。

「われ、人とともにあり」(赤十字の原点)即ち「共に生きる社会の実現を目指す」活動を積み重ね、人道(人の命と健康を守る。人々の苦痛を軽減し、予防する。人間の尊厳を確保する)の実現を目指していく。

ボランティア・サービス

赤十字の目指すもの

誰の胸の内にもある人類愛の心「みんな同じ人間どうし」という心を
「われ、人と共にあり」という連帯感に発展させ、社会生活のあらゆる分野で奉仕という具体的な実践をすること

人道の日常化 → **どんな時でも「人の命とその尊厳を第一に考える」**

人々の苦痛を軽減し、予防すること

人々の命と健康を守ること

人々の尊重(尊厳)を確保すること

共に生きる → 「われ、人と共にあり」

ボランティア活動は「共に生きる社会の実現を目指す」

「われ、人とともにあり」それは赤十字誕生の原点

奉仕は責任 → 「社会の一員」としての責務

わたくしたちは、社会の中でお互いに支え合って生きている。

社会の中で「生き、生かされている」

自発性と無償制 → 「人類愛」

- ・ 人からの強制や命令ではなく、人類愛にもとづいて活動がなりたつ。
- ・ 犠牲者や困っている人の利益のために活動する。

ボランティア活動の進め方

活動は、思いつきや場当たりの取り組みでなく、ステップを踏み計画的に

気づき

問題の発見(ニーズに気づく)

どんなことをすべきか、したいか、できるか。どんな人が、どこで、どんな助けを求めているか。どのように自分を生かすことができるか。



考え【計画】

問題の実際とニーズ(必要性)をつかむ

発見した問題について実情を正しく理解。どのようなことが必要かつかむ。

- ・ 一人の問題をみんなの問題に
- ・ 行動目標を決める



実行する

活動を始める

準備してきたことにしたがって実行

評価・反省

終わったら次の活動のため、評価・反省を

なぜ,どうして(Why)・何を(What)・だれが(Who)・誰に(Whom)

・いつ(When)・どこで(Where)・どのように(How) How much



おわり